

レターパック同封前に、FAX送信(050-6875-5168)お願い致します。



行政書士業務委任依頼書

車庫証明申請書類と、
一緒に送付してください。

見 本

202×年 ○月 ○日

委任者

住所
氏名

ご記入 又は
ゴム印を押印ください。



上記委任者(以下「甲」という。)と受任者行政書士山崎義満(以下「乙」という。)は、以下のとおり委任契約を締結する。乙は、「民法」、「行政書士法」、その他法令を遵守し、早期に甲のため最善の結果を獲得することを目指し、甲は、乙の業務遂行に協力する。

第1条 委任業務の範囲	1. 依頼の内容：甲は乙に 申請者住所 名古屋市熱田区○○町○○番○○号 申請者氏名 ○○○○ ご記入ください。 入替の車両 <input checked="" type="radio"/> (登録番号 名古屋501ほ****) ・無 (新規、増車) 上記申請者の家用自動車の保管場所証明(車庫証明)に係る 次の業務を依頼する。 管轄警察署への申請書類の提出 管轄警察署での申請書類の受領 に、関する一切の業務
第2条 報酬の額	甲は乙へ次のとおり金員を支払うものとする。 1. 精算金 金 円 (請求書受領後1週間以内)
第3条 支払条件	報酬の支払いは、銀行口座振込とする。 (振込先)三菱UFJ銀行 金山支店 (普通) 0280241 口座名義：令和行政書士事務所山崎義満 (レイワキョウセイシヨウジムシヨヤマザキヨシミツ)
第4条 資料の提示	委任業務の処理に必要な書類、その他の資料については 甲が提示(提供)するものとする。
第5条 特約事項	1. 委託業務以外の業務が生じた場合には、甲・乙協議するものとする。 2. 申請者の本人・保管場所の確認は、甲の責任の下において行い、 保管場所に関しては、乙が現地確認を行うものとする。 申請内容に虚偽等があった場合は、甲が一切の責任を負うものとする。 3. 乙は、申請者、保管場所に関して、疑義等が生じた場合は、本委任 業務を辞任できるものとする。
以上の内容を甲・乙双方十分理解した証として本書を作成し、双方記名 (または署名)・捺印の上、甲が本通写しを、乙が本通を、所持するものとする。 (乙：受任者) 住所 愛知県名古屋市熱田区一番二丁目35番2号 事務所名 令和行政書士事務所 氏名 行政書士 山崎義満	

レターパック同封前に、FAX送信（050-6875-5168）お願い致します。



行政書士業務委任依頼書

年 月 日

委任者

住所

氏名

印

上記委任者(以下「甲」という。)と受任者行政書士山崎義満(以下「乙」という。)は、以下のとおり委任契約を締結する。乙は、「民法」、「行政書士法」、その他法令を遵守し、早期に甲のため最善の結果を獲得することを目指し、甲は、乙の業務遂行に協力する。

第1条 委任業務の範囲	1. 依頼の内容：甲は乙に 申請者住所 (フリガナ) 申請者氏名 入替の車両 有（登録番号 ）・無（新規、増車） 上記申請者の自家用自動車の保管場所証明（車庫証明）に係る 次の業務を依頼する。 管轄警察署への申請書類の提出 管轄警察署での申請書類の受領 に、関する一切の業務
第2条 報酬の額	甲は乙へ次のとおり金員を支払うものとする。 1. 精算金 金 円（請求書受領後1週間以内）
第3条 支払条件	報酬の支払いは、銀行口座振込とする。 (振込先)三菱UFJ銀行 金山支店（普通）0280241 口座名義：令和行政書士事務所山崎義満（レイワキョウセイシヨジシムシヤマザキヨシミツ）
第4条 資料の提示	委任業務の処理に必要な書類、その他の資料については 甲が提示（提供）するものとする。
第5条 特約事項	1. 委託業務以外の業務が生じた場合には、甲・乙協議するものとする。 2. 申請者の本人・保管場所の確認は、甲の責任の下において行い、 保管場所に関しては、乙が現地確認を行うものとする。 申請内容に虚偽等があった場合は、甲が一切の責任を負うものとする。 3. 乙は、申請者、保管場所に関して、疑義等が生じた場合は、本委任 業務を辞任できるものとする。
以上の内容を甲・乙双方十分理解した証として本書を作成し、双方記名 (または署名)・捺印の上、甲が本書写しを、乙が本書を、所持するものとする。 (乙：受任者) 住所 愛知県名古屋市中熱田区一番二丁目35番2号 事務所名 令和行政書士事務所 氏名 行政書士 山崎義満 印	